

建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会（生田緑地） 会議録

(川崎市岡本太郎美術館の改修に伴う指定管理業務の変更について 他)

日時	令和8年3月4日（水）14:00～14:50	場所	川崎市岡本太郎美術館 創作アトリエ
出席者	垣内委員長、前田委員、新井委員		
事務局	建設緑政局生田緑地整備事務所 松本所長、藤田担当係長、栗山職員 市民文化局岡本太郎美術館 佐藤副館長、重森担当係長 教育委員会青少年科学館 久保館長		
傍聴者	0名		
議題	(1) 川崎市岡本太郎美術館の改修に伴う指定管理業務の変更について (2) その他		
	<p><b>1 開会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設緑政局緑政部長が公務により欠席のため生田緑地整備事務所長より開会の挨拶</li> <li>・川崎市附属機関設置条例第8条第3項に基づき、委員の互選により垣内委員が委員長に選出される。</li> <li>・委員4名中3名の出席により、川崎市附属機関設置条例第7条第2項の規定により成立。</li> <li>・川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき公開とする。</li> <li>・会議録は要約方式により作成。会議録は全委員により確認するものとする。</li> <li>・会議録は発言者が分かるよう委員名を記載し、公文書開示請求があった場合は委員名は原則開示されることを確認。</li> <li>・審議の中で事務局から発言を求める際は委員長の許可を得ることとする。</li> </ul> <p><b>2 議題</b></p> <p>(1) 川崎市岡本太郎美術館の改修に伴う指定管理業務の変更について 事務局より、資料により、改修内容と指定管理業務の変更、これに伴う仕様書及び年度協定書への反映等について説明を行った。</p>		
垣内委員長	何か御意見はあるか。		
新井委員	今回の業務変更を踏まえ、令和8年度の指定管理料が25%程減額されるということだが、どうしても人件費や光熱水費などの固定的な費用は発生してしまう。参考資料の中に、“各年度の協定書で定めるとともに、施設運営及び指定管理料等について別途協議する”とあるが、これは、改修工事とともに実際に館の運営を進める中で、収支状況に注視しながら、しっかりと指定管理者と市の間で協議し、必要に応じ補填などを行っていくという理解でよろしいか。		
事務局	令和8年度の指定管理料については、事前に指定管理者と協議や調整は行っている。しかしながら、一部無料エリアを開けて運営というのは、館にとっても初めてのことであるため、実際に館の運営を進めていく中で、当初の想定していた指定管理料に不足が生じる状況となれば、指定管理者と市との間で協議しながら、関係部署とも調整の上、補填等について検討する必要があると考えている。		
新井委員	了解した。		
垣内委員長	2点お尋ねしたい。まず1点目だが、令和8年度は事前に指定管理者の活動を想定してこの予算に落ち着いたでよろしいか。特に令和9年度については、施設の全面的閉館ということも予想される中で、アウトリーチ活動として、市内で様々な活動をするようだが、これは非常に重要なことだと思う。生田緑地にとどまらず、様々な場所で実施すべきだと思うし、学校や様々な施設と連携したプログラムを行うなど、館での活動が十分できない時期だからこそ、館外での活動を充実させれることで、この改修を逆にチャンスとして捉えることもできるのではないか。市内の好事例として、ミュージア川崎における東日本大震災時の休館期間中の取組があげられるが、学校や各施設に出向き公演を行うなどの活動などに取り組んだ結果、館の再開		

	<p>時にはチケットが完売するなど、休館のブランクを無駄にせず、お客さんの掘り起こしにつなげた事例もあるし、市民ミュージアムでは、大山ふるさと館などと連携しながら様々なイベント実施に取り組んでいる事例もある。美術館も折に触れ、少し中長期的にアウトリーチ活動を進め、充実していく必要があると思うが、アウトリーチ活動自体は収益が上がるものではなく、市予算の確保が必要不可欠だと思っており、アウトリーチ活動の取組の方向性と予算の確保に向けた考えを伺いたい。</p> <p>2点目として、改修期間中に次期指定管理者の選定というスケジュールとなっているが、途中で指定管理者が変更してしまうと、アウトリーチ活動の中長期的なスパンで充実という点や現場の混乱という点から鑑みてもデメリットが大きいのかな、と思う。現在の指定管理期間を延長するという可能性はあるのか考えを伺いたい。</p>
事務局	<p>令和8年度の指定管理料については、年間を通して館内で作品展示を行うとともに館外でアウトリーチ活動を行うにあたり、指定管理者にはその広報業務や看視業務を行っていただくこととなるが、指定管理者とは、実施回数などを提示した上で、人件費等を含めた調整を行っている。</p> <p>また、令和9年度以降についても、指定管理者と調整しながら必要な予算の確保に努めていきたい。</p> <p>なお、アウトリーチ活動における取組内容の企画等については、学芸業務として市の職員が担っているが、展示室の休室が3年間に及ぶということもあり、市民等が岡本太郎氏の作品に触れる機会は確保していきたいと考えており、市内の公共施設における展示やワークショップを計画しているが、作品展示となると、温湿度管理や展示可能な場所の確保が必要となる。市内では、作品を展示できる場所も限られていることから、映像や写真、小型の立体作品など搬出可能なコンテンツを活用しながら、本庁舎復元棟のミュージアムプラス205などでの取組を進めていきたいと考えている。また、他の施設等からもコラボしたいというようなお話をお寄せいただいております、市内各々のエリアでの活動も含めて検討し、予算の確保に努めたいと考えている。</p> <p>次に、指定管理期間の延長についてだが、生田緑地の指定管理は、美術館を含め、複数施設が対象となっていることもあり、美術館のみの事情をもって指定管理期間の延長というのは現時点では考えていない。ただし、新規参入者の障壁となるような状況下での事業者選定は公平性・公益性に反することから、そのような状況にも配慮しながら検討を進め、来年度実施する総括評価の時期までには、結論を出していきたいと考えている。</p>
垣内委員長	<p>確かに複数施設にまたがる横断的管理であり、美術館のみの事由をもって変えるのは難しい、という事情は理解できる。また、様々な要素を踏まえて検討を進めるということも十分理解できるが、個人的には、住民サービスにとって一番ふさわしいやり方は何かということを考えていただければと思う。また、アウトリーチ活動については、学芸部門のみならず、指定管理者とも連携しながら活動の充実を努めるべきだと思う。今後、是非この美術館の素晴らしい作品を、できるだけ、多くの方に見ていただき、触れていただくという方向で検討を進めていただきたいと思う。</p> <p>なお、提示された仕様書などについては、特に変更とか修正は必要ないと考えている。</p>
前田委員	<p>まず、青少年科学館と民家園の業務変更は生じない、という理解でよいか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>
前田委員	<p>了解した。</p> <p>次に、垣内委員からも質問のあったアウトリーチ活動に関連することであるが、指定管理業務仕様書には記載がないように思う。長期間にわたり休室になるのであれば、令和11年度の再開する際には、市民の方あるいは市外の方も含め、“待ってました”となるように、アウトリーチ活動を充実させる必要があるんじゃないかと思う。そう考えると、この仕様書の中に、何らかの形でアウトリーチ活動に係る記載があってもいいのではないかと。先ほど、アウトリーチ活動についてはほとんど学芸業務として、市の直営でという説明もあったが、指定管理者とも協力・連携しながら、より活動を活発にしていいただければと思うが。</p>

事務局	先ほどご説明させていただきました通り、学芸業務は市職員で実施するが、指定管理者には、特に広報活動に注力してもらい、市と連携・協力しながら、美術館としてのアピールを続けていきたいと考えている。
前田委員	了解した。是非、積極的にアウトリーチ活動を活発にしていきたいと思う。 次に、令和9年度と10年度は、数ヶ月間全面休館になる可能性があるということで、現時点ではそれは明確ではない、ということだが、これは令和8年度に全面休館になることはない、という理解でよいのか。
事務局	令和8年度については、作品の入れ替えや工事の影響もあり、4月中旬頃まで臨時休館を予定している。
前田委員	了解した。
垣内委員長	アウトリーチ活動については、基本的に学芸業務であり、指定管理業務に係る仕様書等に文言を盛り込むというところまではしてないけれども、広報業務やマーケティングなどで指定管理者としてサポートしていく、ということかと思う。ただし、各委員から発言があった通り、できるだけ多くの方に、色々な形で作品に触れ、親しんでいただく機会として捉え、積極的な活動をお願いしたいと思う。そのために必要な予算については、学芸部門のみならず指定管理部門についても確保していただくことを要望し、この議題の原案通り、仕様書及び年度協定書を決定したいと思うが、いかがか？
各委員	(異議なし)
垣内委員長	それでは、全員賛成であり、本議題については、原案通り決定したいと思う。
	<b>(2) その他</b> <b>事務局より、資料により、SNSの適切な運用及び東口駐車場収容台数について、仕様書の修正を行う旨、報告を行った。</b>
垣内委員長	何か意見等あるか。
新井委員	Xの誤投稿に伴い、SNSの適切な運用についての記載を仕様書の26頁に追記することになると思うが、その中の“また、毎月のセルフモニタリングシート提出時に、「コンプライアンスセルフ点検シート」を提出すること。”とは、既に運用は開始されていることを、仕様書の中で、改めて明文化したという理解でよいか。
事務局	その通りである。
新井委員	了解した。
垣内委員長	指定管理者に対して新たな負担を求めるものではない、ということかと思う。 その他意見はあるか。報告事項ではあるが、議題の原案通りとしてよいか？
各委員	(異議なし)
垣内委員長	それでは、全員賛成であり、本議題については、原案通りとしたいと思う。
	<b>3 閉会</b>